

令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震に伴う
大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について（第2報）

令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震に伴う大雨警報・注意報の発表基準の暫定的な運用を、最新の震度データに基づき変更します。

令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震について、入電していなかった地点の震度データが新たに入電したことに伴い、宮城県美里町の最大震度が震度5強から震度6弱に更新されました。このため、通常基準の8割の暫定基準を設けていた美里町について、通常基準の7割の暫定基準に変更します。

これにより、この地震に伴う大雨警報・注意報の発表基準の暫定的な運用の詳細は下表の通りとなります。

【通常基準の7割で運用する市町】

登米市、蔵王町、栗原市東部、大崎市東部、涌谷町、名取市、角田市、岩沼市、大河原町、川崎町、亘理町、山元町、石巻市、東松島市、美里町

【通常基準の8割で運用する市町村】

栗原市西部、色麻町、加美町、白石市、村田町、柴田町、丸森町、仙台市東部、仙台市西部、塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町東部、大和町西部、大郷町、大衡村、女川町

※ 変更した市町村は下線の通り。

なお、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）[※]についても、今回の暫定基準が反映されたものとなり、引き続き避難対象地域の絞り込みに活用いただけます。

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問合せ先：仙台管区気象台気象防災部予報課 土砂災害気象官 佐々木
電話 022-297-8002

